

管理用紙（起案文書）

年 度	令和5年度	文書番号	教職人 第4204号
受 領 日		起 案 者	教職員人事課
起 案 日	令和 6 年 2 月 5 日		教職員人事 / 府立学校人事グループ
決 裁 日	令和 6 年 2 月 8 日		一般職員等 神谷 麻友
施 行 日	令和 6 年 2 月 9 日		(電話番号 : 3444)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-00	校 合 者	西川 陽平
簿 冊 番 号	7-1	保存期間	3 年
簿 冊 名	情報公開関係		
公 开 用 簿 冊 件 名	情報公開関係		
保存満了日	令和 9 年 5 月 31 日		
文 書 題 名	行政文書公開請求に係る公開請求拒否決定通知について		
公 开 用 文 書 題 名	行政文書公開請求に係る公開請求拒否決定通知について		
決 裁 関 与 者	小林 真一 [教職員人事課] [課長] 小西 啓太 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [課長補佐] 亀井 真 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [主査] 西尾 悠太 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [主査]		
関 係 者	塩山 清隆 [教職員人事課] [参事] 中谷 竜也 [教職員人事課] [参事] 松井 聰 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [管理主事] 中野 洋介 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [一般職員等] 西川 陽平 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [一般職員等]		

問い合わせ	大阪府情報公開条例第6条の規定による行政文書公開請求が、別添請求書のとおりありました。開示の可否を検討したところ、公開請求拒否決定とするのが適当であると考えられますので、次案のとおり、請求人あて通知してよろしいか。		
添付文書情報	<table border="1"><tr><td>添付文書名</td><td>種別</td></tr></table>	添付文書名	種別
添付文書名	種別		
施行先	行政文書公開請求者		
施行方法	郵送		
備考			

公開請求拒否決定通知書

教職人第4204号

令和6年2月9日

様

大阪府教育委員会 印

令和4年7月5日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第416号）については、大阪府情報公開条例第12条の規定により、当該公開請求対象の行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条例第10条第1項2号に掲げる情報を公開することとなるため、次のとおり当該行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することと決定しましたので通知します。

行政文書公開請求書 に記載された 行政文書の名称等	<p>府立泉大津高校について</p> <p>1, 平成29年度において、地歴公民科の非常勤講師時間数が16時間であることがわかる資料</p> <p>2, 平成29年度において、当時の [REDACTED] が [REDACTED] と発言した事実が分かる資料</p> <p>3, 上記2, の非常勤講師選定において、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]らが、[REDACTED]と発言し、実際に [REDACTED] の大学の同窓である [REDACTED] を呼んだ事実がわかる資料</p> <p>4, 上記2, の発言によって、[REDACTED] の持ち時間が13時間、[REDACTED] の持ち時間が3時間であった事実がわかる資料</p> <p>5, 令和4年度において、[REDACTED] が18時間である事実がわかる資料</p> <p>6, 上記5, の事実と、上記2, の発言に整合性がない理由が分かる資料</p> <p>7, 令和4年度において、[REDACTED] が非常勤講師以外に就いている職務が分かる資料</p> <p>8, 令和4年度において、[REDACTED] 事実がわかる資料</p> <p>9, 令和4年度において、[REDACTED] 事実がわかる資料</p> <p>10, 上記9, について、[REDACTED] の事実がわかる資料</p> <p>※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の [REDACTED] (大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil [REDACTED]) の指示および [REDACTED] の絶賛によるものです。</p>
---------------------------------	---

公開請求を拒否する理由	本件請求は、行政文書が存在しているか否かを回答すれば、大阪府情報公開条例第9条第1号に規定する非公開事項を公開することとなるため。
担当室・課(所)	大阪府教育庁教職員室教職員人事課府立学校人事グループ 電話番号、06-6941-0351(内線3444)
備考	本決定は、本件公開請求のうち、5.についてのもの。

参考：

○同条例第12条

公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

○同条例第10条第1項

実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、行政文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 第8条第1項各号のいずれかに該当する情報で、同項の規定によりその記録されている行政文書を公開しないこととされるもの
- (2) 前条各号のいずれかに該当する情報

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。)、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：「行政文書の存否を明らかにしない理由」がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に限り公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。